



ゆうメール

公士郎版.第15号

# おしどい通信



子供の頃、秘密基地作りが好きで、家から外から色々な物を調達していた林公士郎(こうじろう)です。

さて、8月と言えば、昔は夕立の季節でよく秘密基地で凌ぎましたが、最近はゲリラ豪雨ですねえ～！！先日、私も運転中ゲリラ豪

雨に遭遇し、前が殆ど見え焦りました。皆さんも気をつけてくださいねえ～！

**7月29日**

**河口湖町にある  
富士山世界遺産センター（写真1）  
に行ってきました！！**



写真1

センターは南館と北館と展望デッキに分かれています（写真2）。南館だけ入場料（420円）がかかります。



写真2

早速、南館に行きました。中央に大きな富士山の模型（写真3）があり、四季を表現していて、表情が変わりとても綺麗でした！



写真3

しばらく館内を見学していると、富士山登拝体験（写真4）が目につきました。これは座りながら富士山の登山が出来るのか？興味が沸き早速、パネル操作、頂上までわずか5分(笑)、充分楽しみました！！残り1000メートルがかなりキツイ感じがしました。富士山登山した方は、教えてくださいね！

次に、展望デッキに行きましたが、曇っていたため何も見えませんでした(笑)。最後に、北館に人がかなり多かったため、見学せず売店にGO！ひろみ(笑)。写真集を眺め帰ろうと思ったその時に、何と富士山とは関係がない侍傘が売ってしま



写真4

して早速購入。これはメイキットで開催している将軍の日（会社の5年後をシュミレーションするセミナー）の小道具に使うぞと、にやけながら退館してきました(笑)。

なかなか楽しめますので、是非、行ってみてくださいねえ～！！

\*\*\*\*\*おしどい通信は、林公士郎&亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けします。ご意見・ご感想など頂けるとても喜びます♡\*\*\*\*\*

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F

e-mail: ayumi@hayash@some-rize.net

TEL: 049-249-0222

FAX: 049-249-0220

URL: http://www.some-rize.jp

発行編集責任者：林亜由美

August  
2017

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

# 事務所通信

8月11日が、昨年から国民の祝日「山の日」となりました。お盆休みが1日増えた、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。これを機に、山のレジャーを楽しんでみるのもよいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

## 2017年8月号

### ■非上場会社の株式評価の見直し

- 平成29年8月から10年以上の  
保険料納付で年金受給が可能に
- 平成27年の売上高は  
1600兆円を超える
- テレワークをしていますか？
- 編集後記

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F

TEL : 049-249-0222 / FAX : 049-249-0220

# 非上場会社の株式評価の見直し

株式を相続あるいは贈与など（以下、相続等）した場合、税金を計算する際の当該株式の価額は“時価”です。この場合の時価とは、財産評価基本通達に定められている方法により評価を行います。たとえば東京証券取引所などの金融商品取引所に上場していない“取引相場のない株式”は、会社の規模に応じて定められた評価方法により評価をします。この評価方法が平成29年1月1日以後の相続等から改正されました。

## 取引相場のない株式の評価方法

取引相場のない株式とは、次のいずれにも該当しない株式をいいます。

- ① 金融商品取引所に上場している株式
- ② 気配相場等のある株式

取引相場のない株式の評価は、当該株式の取得者が少数株主である場合など一部を除いて、基本的には次の表のとおり、会社の規模に応じた評価方式に基づき評価を行います。

規模	評価方式
大会社	類似業種比準方式 (純資産価額方式の選択も可能)
中会社	①と②の併用方式 ①類似業種比準方式 ②純資産価額方式 (①の価額を純資産価額にすることも可能)
小会社	純資産価額方式 (中会社のような併用方式を採用することも可能)

この場合の“類似業種比準方式”とは、次ページの『類似業種比準価額の算式』にあるとおり、評価する会社と同様の事業を行う上

場会社（類似業種）の株価を基本に、1株当たりの配当金額、利益金額、純資産価額の3つの要素について、その評価会社と類似業種とを比較した割合を乗じて評価した類似業種比準価額を基に計算します。

また“純資産価額方式”は、その評価会社の資産と負債を相続税評価額に引きなおした上でその差額を導き出し、さらにそこからその差額に対する法人税額等を差し引いて評価します。

## 改正の内容

改正は大きく次の2つあります。

### 1. 会社規模区分の見直し

大会社、中会社、小会社を区分する要素が次ページのように見直されました。なおこの見直しにより、中会社における併用方式で割合を決定する際の規模も改正されています。

### 2. 類似業種比準方式の見直し

類似業種比準方式について、次の3つが改正されました。

- ①類似業種の株価について、「課税時期の属する月以前2年間平均」を追加。
- ②類似業種の配当金額、利益金額、純資産価額について、連結決算を反映させる。
- ③配当金額、利益金額、純資産価額の比重を1:1:1にする。

特に③について、注意が必要です。改正前は、比重が1:3:1でした（次ページ参照）。つまりこれまでは利益金額の比重が大きかったため、改正後は節税策による利益圧縮効果がこれまでより見込まれない他、純資産価額が大きい会社は今後の評価にご留意ください。なお、この改正に伴い、株式保有特定会社や医療法人の評価も同様の改正がなされました。

○会社規模区分の見直し

〔改正後〕

- 1.従業員数**70人**以上 … 大会社
- 2.従業員数**70人**未満 … 下記表で判定

〔改正前〕

- 1.従業員数**100人**以上 … 大会社
- 2.従業員数**100人**未満 … 下記表で判定

規模区分	区分の内容	純資産価額（簿価）及び従業員数	直前期末以前1年間の取引高
大会社	右のいずれかに該当	①卸売業 20億円以上 かつ従業員数 <b>35人</b> 超	<b>30</b> 億円以上
		②小売・サービス業 <b>15</b> 億円以上 かつ従業員数 <b>35人</b> 超	20億円以上
		上記①②以外	<b>15</b> 億円以上
中会社	右のいずれかに該当（大会社に該当する場合を除く）	①卸売業 7,000万円以上 かつ従業員数5人超	2億円以上 <b>30</b> 億円未満
		②小売・サービス業 4,000万円以上 かつ従業員数5人超	6,000万円以上 20億円未満
		上記①②以外	5,000万円以上 かつ従業員数5人超 <b>15</b> 億円未満
小会社	右のいずれにも該当	①卸売業 7,000万円未満 又は従業員数5人以下	2億円未満
		②小売・サービス業 4,000万円未満 又は従業員数5人以下	6,000万円未満
		上記①②以外	5,000万円未満 又は従業員数5人以下 8,000万円未満

規模区分	区分の内容	純資産価額（簿価）及び従業員数	直前期末以前1年間の取引高
大会社	右のいずれかに該当	①卸売業 20億円以上 かつ従業員数 <b>50人</b> 超	<b>80</b> 億円以上
		②小売・サービス業 <b>10</b> 億円以上 かつ従業員数 <b>50人</b> 超	20億円以上
		上記①②以外	<b>20</b> 億円以上
中会社	右のいずれかに該当（大会社に該当する場合を除く）	①卸売業 7,000万円以上 かつ従業員数5人超	2億円以上 <b>80</b> 億円未満
		②小売・サービス業 4,000万円以上 かつ従業員数5人超	6,000万円以上 20億円未満
		上記①②以外	5,000万円以上 かつ従業員数5人超 <b>20</b> 億円未満
小会社	右のいずれにも該当	①卸売業 7,000万円未満 又は従業員数5人以下	2億円未満
		②小売・サービス業 4,000万円未満 又は従業員数5人以下	6,000万円未満
		上記①②以外	5,000万円未満 又は従業員数5人以下 8,000万円未満

○類似業種比準価額の算式（財産評価基本通達180）

〔改正後〕

$$A \times \left( \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D}}{3} \right) \times 0.7$$

A = 類似業種の株価  
 B = 類似業種の1株当たりの配当金額  
 C = 類似業種の1株当たりの年利益金額  
 D = 類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）  
 ① = 評価会社の1株当たりの配当金額  
 ② = 評価会社の1株当たりの年利益金額  
 ③ = 評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）  
 なお、算式中「0.7」は、中会社は「0.6」、小会社は「0.5」

〔改正前〕

$$A \times \left( \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} \times 3 + \frac{D}{D}}{5} \right) \times 0.7$$

A = 類似業種の株価  
 B = 類似業種の1株当たりの配当金額  
 C = 類似業種の1株当たりの年利益金額  
 D = 類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）  
 ① = 評価会社の1株当たりの配当金額  
 ② = 評価会社の1株当たりの年利益金額  
 ③ = 評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）  
 なお、算式中「0.7」は、中会社は「0.6」、小会社は「0.5」

## 平成29年8月から10年以上の 保険料納付で年金受給が可能に

年金を受け取る人を増やすために、年金を受け取るために必要な期間（以下、資格期間）を25年から10年に短縮する改正が、平成29年8月1日に施行されます。今回は、この改正の内容の他、実際の受給手続きや受給のタイミングについて、ご紹介します。

### ■ 短縮された資格期間

年金制度は40年間保険料を納付する義務があり、その内、資格期間が25年ある人が年金を受給することができるというのが原則になります。そのため、年金保険料を納付したにも関わらず、納付期間の不足により年金を受給することができず、その結果、無年金者が生活保護の受給に繋がるといったこと等が課題となっています。

そのため、社会保障・税一体改革において年金を受け取ることができる人を増やし、納付された年金保険料をなるべく年金の支払いに繋げる観点から、保険料を納付する義務は変更されず、資格期間を25年から10年に短縮する改正が施行されます。これにより、資格期間が10年以上25年未満で、すでに年齢が65歳以上（※）の人は、年金を受給できるようになります。

なお実際の対象者には、平成29年2月末から7月までの間に、日本年金機構から年金請求書が送付されています。

### ■ 受給手続き

年金を受給するためには、年金請求書に必要事項を記入し、必要書類を添付した上で最

寄りの年金事務所や街角の年金相談センターの窓口へ持参することになります。その際、年金事務所等については、相談窓口が混雑する可能性があるため、ねんきんダイヤルから予約相談の申込みを受け付けています。

### ■ 年金の受給のタイミング

受給の手続きをした後は日本年金機構により受給権の確認が行われ、平成29年8月以降に「年金証書・年金決定通知書」が送付されます。すでに65歳以上（※）で資格期間が10年以上の場合、もっとも早く支給される年金のタイミングは、平成29年9月分からが対象となり10月に支給が開始されます。

なお、今回短縮された資格期間の10年を満たして新たに受給権が発生した場合には、資格期間に応じた老齢年金が支給されます。また、10年の短縮措置が適用される年金と短縮措置が適用されない年金があり、例えば遺族基礎年金や遺族厚生年金については、25年のままとされています。

※厚生年金保険の加入期間が1年以上である場合は、「65歳」が、「60歳（男性は62歳）以上65歳未満」となります。

今回の改正により、新たに年金の受給権が発生した人でも、現時点で厚生年金保険に加入していたり、高年齢雇用継続給付金を受けているとき等には、年金の一部または全部が支給されないことがあります。年金制度は、生年月日や過去の加入履歴により個別性が高いため、早めに最寄りの年金事務所や街角の年金相談センターの窓口にご相談しておきましょう。

# 平成27年の売上高は 1600兆円を超える

平成29年5月31日に、平成28年経済センサス活動調査の速報（※）が発表されました。それによると、平成27年の全産業の売上高は1603兆4638億円で、23年に比べて20%の増加になりました。ここでは業種別に23年と27年の売上高やその増減などをみていきます。

## 全業種で売上高が増加

産業大分類別の売上高をまとめると、下表のとおりです。27年の売上高が最も多いのは卸売業、小売業の約490兆円でした。次いで製造業が約412兆円となっています。この2業種で売上高全体の56.2%を占めています。以下、金融業、保険業、建設業が100兆円を超えています。

## 一部を除き10%以上の増加に

増減率は金融業、保険業の8.7%を除いた全ての業種で10%以上の増加になりました。中でも鉱業、採石業、砂利採取業が162.6%と際立っています。また、学術研究、専門・技術サービス業が46.9%、サービス業（他に分類されないもの）も35.1%となりました。

産業大分類別売上高の増減等

	23年 (億円)	27年 (億円)	増減率 (%)	合計に占める 割合 (%)	1企業当たり売 上高 (万円)
合計	13,355,083	16,034,638	20.1	100.0	45,545
卸売業、小売業	4,151,222	4,896,754	18.0	30.5	62,073
製造業	3,430,853	4,116,184	20.0	25.7	112,505
金融業、保険業	1,139,279	1,238,868	8.7	7.7	454,547
建設業	833,841	1,099,435	31.9	6.9	26,770
医療、福祉	745,378	850,443	14.1	5.3	30,786
運輸業、郵便業	549,710	622,685	13.3	3.9	95,659
情報通信業	476,166	597,490	25.5	3.7	155,031
不動産業、物品賃貸業	356,636	456,164	27.9	2.8	16,312
サービス業（他に分類されないもの）	331,338	447,608	35.1	2.8	26,494
学術研究、専門・技術サービス業	289,060	424,499	46.9	2.6	24,688
生活関連サービス業、娯楽業	373,138	424,390	13.7	2.6	12,423
電気・ガス・熱供給・水道業	218,717	276,816	26.6	1.7	2,467,170
宿泊業、飲食サービス業	199,807	262,663	31.5	1.6	5,866
教育、学習支援業	139,198	155,653	11.8	1.0	14,805
複合サービス事業	74,748	95,430	27.7	0.6	165,075
農林漁業（個人経営を除く）	38,847	50,794	30.8	0.3	20,545
鉱業、採石業、砂利採取業	7,145	18,762	162.6	0.1	138,263

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査（速報）結果の概要」より作成

今回の発表では、細かな業種の状況までは把握できませんが、サービス関連業種の売上高の伸びが目立つようです。

（※）総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査（速報）結果の概要」

一部の事業所を除く国内全ての事業所・企業を対象に行った調査です。売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成27年1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は28年6月1日現在の数値になっています。売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計しています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170531006/20170531006.html

# テレワークをしていますか？

テレワークとは、国土交通省によると「ICT（情報通信技術）等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をする事」をいいます。ここでは平成29年6月に同省が発表した調査結果（※）から、テレワークの普及状況などをみていきます。

## ■ 制度がある割合は10%未満

上記調査結果から、勤務先のテレワーク制度等の有無をまとめると、表1のとおりです。

【表1】勤務先にテレワーク制度等があると回答した割合（%、回答数35,744）

回答	割合
社員全員を対象にテレワーク等が規定	3.0
一部の社員を対象にテレワーク等が規定	4.8
制度はないが会社や上司などがテレワーク等を認めている	5.1
試行実験（トライアル）を行っている	1.2
上記には該当しないがテレワーク等を認めている	0.4
認めていない	49.5
わからない	36.0

国土交通省「平成28年度テレワーク人口実態調査」より作成

社員全員を対象にテレワーク等が規定されている割合は3.0%、一部の社員を対象に規定されている割合が4.8%となりました。その他、テレワーク等を認めている割合などを含めても、14.5%にとどまっています。

## ■ 情報通信業での割合が高い結果に

次に業種別にテレワーク制度等があると回答した割合をまとめると、表2のとおりです。

情報通信業が34.4%で最も高くなりました。次いで、金融・保険業と製造業が20%に近い割合になっています。

ICT技術の進展などにより職場以外でも働くことができる環境が整ってきています。テレワークを導入していない企業では、生産性向上のための方法のひとつとして検討してみたいかがでしょうか。

【表2】業種別 勤務先にテレワーク制度等があると回答した割合（%）

業種	割合
情報通信業（1,814）	34.4
金融・保険業（1,602）	19.9
製造業（6,825）	19.5
建設業（2,108）	16.4
不動産業（705）	15.6
農林水産・鉱業（216）	13.9
サービス業（10,319）	11.3
卸・小売業・飲食業（4,690）	10.9
公務員（2,612）	10.8
運輸業（1,896）	7.6
その他（2,957）	7.0

国土交通省「平成28年度テレワーク人口実態調査」より作成

## ■ テレワークの効果は？

この調査では、テレワークの実施効果についても調査されています。その結果をみると、テレワーク実施のプラス効果として、

- ・ 業務効率が上がった
- ・ 自由に使える時間が増えた
- ・ 通勤時間・移動時間が減った

という回答が多く、マイナス効果として、仕事時間（残業時間）が増えたという回答が多くなりました。

（※）国土交通省「平成28年度テレワーク人口実態調査」

WEB調査の登録者のうち15歳以上の就業者からランダムに約29万人を抽出して、平成28年10、11月に実施した調査です。結果の詳細は次のURLのページから確認いただけます。[http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi02\\_hh\\_000067.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi02_hh_000067.html)

台風シーズンを迎えますので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

2017年9月

## お仕事備忘録

### 1. 今年のシルバーウィークは？

### 2. 平成29年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定

### 3. 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

### 4. 障害者雇用支援月間

### 5. 内定式の準備

### 6. 防災や安全対策の見直し

#### 1. 今年のシルバーウィークは？

今年のシルバーウィークは大きな連休ではありませんが、取引先の休業状況の確認を行い、発注もれによる納期遅れ等がないようにしましょう。また、自社が休業する場合には、事前に取引先等への案内を忘れずに行いましょう。

#### 2. 平成29年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定

今月分から厚生年金保険料が変更になり、0.118%引き上げられて18.300%となります。変更後の保険料は平成29年9月分（10月納付分）から平成30年8月分（9月納付分）まで適用されますので、給与からの控除間違いないように注意が必要です。

#### 3. 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分（10月末納付）からです。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

#### 4. 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。平成30年4月には障害者雇用促進法の改正に基づき、新たに精神障害者が障害者雇用率の算定に加わるとともに、民間企業の障害者雇用率が現行の2.0%から2.2%へと引き上げになります。また、将来的には2.3%への引き上げも決定されていますので、雇用する障害者数が障害者雇用率を満たしていない企業は、障害者雇用に向けて採用活動を強化していきましょう。

#### 5. 内定式の準備

日本経済団体連合会の採用選考に関する指針に基づき、新卒者の正式な採用内定を10月1日とし、当日に内定式を予定されている企業も多いことでしょう。よって9月の早い時点で当日のスケジュールを検討し、内定者に通知を行うことが求められます。遠方から参加する学生については、宿の手配も必要になり、内定通知書の授与を行う場合はその準備、研修を行う場合は講師への依頼や資料の準備などがあります。是非とも、この内定式を交流の図れる機会としたいものです。

#### 6. 防災や安全対策の見直し

##### 【防災対策】

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

- 大雨で雨もりがしてしまうかも！ 施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。
  - 万が一が起きてしまう前に！ ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。
    - ・非常時用の医薬品等の準備や使用期限等の確認
    - ・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理
- 避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

##### 【交通安全運動】

秋の全国交通安全運動が、9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取組も進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、一部の地方自治体では自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定めています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底と保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。



# お仕事 カレンダー

2017.9

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もおきましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	金	大安	
2	土	赤口	
3	日	先勝	
4	月	友引	
5	火	先負	
6	水	仏滅	
7	木	大安	白露
8	金	赤口	
9	土	先勝	
10	日	友引	
11	月	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（8月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
12	火	仏滅	
13	水	大安	
14	木	赤口	
15	金	先勝	
16	土	友引	●新卒高校生の採用選考・内定開始
17	日	先負	
18	月	仏滅	敬老の日
19	火	大安	
20	水	友引	
21	木	先負	●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	金	仏滅	
23	土	大安	秋分 秋分の日
24	日	赤口	
25	月	先勝	
26	火	友引	
27	水	先負	
28	木	仏滅	
29	金	大安	
30	土	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（8月分）（10月2日期限）

# staff 編集後記



8月です！！毎日毎日暑いですね

# 8月



今年は、梅雨がなかったように思われますが、梅雨が明けからの方が雨が多いですね。毎年過去最高気温記録しました！とか言ってるように感じます(笑) 日経新聞に川越が暑さ日本一では？との記事が載っていました。どうやら【暑いぞ熊谷！】から1度～2度高いみたいです。さてこんな暑い日には冷たい食べ物が食べたいですね～。今回のお題は…

## お薦め！！美味しいアイスクリーム

石田



幼い頃から大好き！シャトレーゼの「メロンシャーベット」です。メロンの形をした容器に入っていて、5個も入って237円♪ 1つ50円しない美味しいアイスです。知っている方も多いのではないのでしょうか。私はメロンパンも大好物なので、メロンの名前がつくものは大好きなんだと気付きました笑。

小笠原



私のお薦めは【ミニストップ】のソフトクリームです。小笠原家ではほぼ毎日アイスクリームを食べます(笑) 今日何か良いことがあった時ささやかなお祝いとして、購入して来てくれます。季節によってマンゴーだったり、もうすぐベルギーチョコも始まります。美味しすぎて2個食べたくないです。

黒田



暑くなるとアイスをスーパーで大量に購入し1週間程で消化しています。アイス大好きな私も意外と外でアイスを食べることは少ないんです。そんな私ですが、先日新宿のゴールドストーン・クリーマリーでレッドベリーズというアイスを食べました。歌うことで有名なお店ですが、行ったのは初めてです。程よい甘酸っぱさでとても美味しかったです。機会があれば是非！

鈴木



やっぱりアイスクリームといえばミニストップのソフトクリームですね！バニラだけではなく季節によっていろいろな味が出るのもいいですね。アイスは棒やカップよりもコーンが好きです。コーンとアイスを一緒に食べるのが好きです。ただし、知覚過敏なのでアイスを食べると歯がしみます…。

相藤



私のお薦めのアイスはしろくまのアイスとラムレーズンのアイスですね。デザートの中でも特にアイスが好きなので一つに絞るのが難しいです。しろくまは一個300円前後なので若干高めなのですがバニラアイスとフルーツの組み合わせがベストマッチングしてますね。ラムレーズンは必ず31では必ず頼むマストアイスですね。

瀬川



只今産休中！

東海林



私が好きなアイスはトルコ風アイス(ヨーグルト味)です。小学生の頃によく食べていたのですが、残念ながらいつの間にか販売されなくなっていました。それから10年くらいの時を経て去年の夏にとあるコンビニ限定ですが復刻販売しておりました。今年はまだお店で見かけてないのですが、また食べれる日を楽しみにしております。

**アイス食べ過ぎてお腹壊さないように！！**

## 【お知らせ】

◆ 9月12日 火曜日

所内研修のため、終日留守番電話とさせていただきます。

